（ガイアナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ガイアナ協同共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月二十二日にジョージタウンで

ガイアナ協同共和国

外務・国際協力大臣　ヒュー・ヒルトン・トッド

ガイアナ協同共和国駐在

日本国特命全権大使　梅澤彰馬閣下

○農林水産省告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市篠原町徳間三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南島原市加津佐町丁字原ノ七　四四五三の二、四四五四の一、四四五七の三、四四五八の三、字原ノ十　四六三〇の四、四六三一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県宇和島市津島町下畑地戊二七の四、戊二七の六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県宇和島市津島町槇川二〇五四の二、二〇五六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字ソイヤマ一四三八の二、一四三八の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市中野字大平ラ丙一二〇の一一、丙一二一の九（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保一三二四・字ロクロギ一三二五の一・一三四二の一・一三四二の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一七の三一（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町上柳生字中山二五六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市中野字大平ラ丙一二一の一〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）